平成２７年（フ）第３５号
栃木県栃木市大平町西水代2344番地１　メゾン栗田Ｂ102号室、従前の住所栃木県栃木市大平町西水代2344番地１　メゾン栗田Ｂ201号室
債務者　矢尾板　靖
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第４３４号
横浜市港南区港南３丁目14番11号　サンプラザ港南中央ⅡＢ102
債務者　井出　昭則
補助人　岩屋口智栄
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７１号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目21番地の１３－205
債務者　枇杷　憲一
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６９号
横浜市瀬谷区相沢４丁目12番地５　ハイツたのうえ201
債務者　木村千代子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０７号
横浜市港南区港南１丁目20番10号
債務者　乾　　泰司
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６９３号
神奈川県藤沢市獺郷60番地の３
債務者　森谷　友和
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６９４号
神奈川県大和市鶴間１丁目２番６号　第一ＫＫビル201
債務者　松本美奈子（旧姓沖津）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９７号
東京都東久留米市下里２丁目７番69号レオパレスさくら小町107
債務者　田中　和夫
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７０２号
横浜市戸塚区品濃町522番地４　グリーンハイツ101号
債務者　長山　美樹
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５６号
横浜市戸塚区矢部町321番地　プロムナード矢部３棟807号
債務者　森田　佳子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２３７号
東京都八王子市西寺方町441－102
債務者　稲田　澄枝
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２２７号
茨城県土浦市真鍋新町６番９号
破産者　杉山　由美（旧姓網津）
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６４号
茨城県つくばみらい市西ノ台28番地３
破産者　岩本　直人
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２０６号
茨城県土浦市天川１丁目18番57号
破産者　普入美代子（旧姓島田）
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２１６号
茨城県つくば市前野224番地２
破産者　大山　由美
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５号
茨城県土浦市烏山５丁目2225番地47
破産者　石川　和男
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係